

第10回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

（状況の変化を踏まえ追加的に実施した主な対策等）

令和7年11月10日

1. 安全安心なバス運行を誓う集い

2. これまで行ってきた主な追加的対策について

2-1 貸切バスの安全性向上

- ①貸切バスへの安全規制強化(デジタコ義務化等)
- ②貸切バス事業者に対する集中的な監査の実施
- ③健康起因事故への対応を強化（マニュアルの作成、スクリーニング検査受診支援 等）
- ④事故調査報告書における啓発活動の強化
- ⑤ E D R データ等の利活用に向けた取組状況

2-2 運行管理者や運転者の質や量の向上

- ① I C T の活用による運行管理業務の高度化
- ②実技指導動画の作成
- ③外部研修受講の支援
- ④運転者の賃上げ原資確保のための貸切バス運賃見直し・周知

2-3 普及啓発

安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みについて

1. 安全安心なバス運行を誓う集い

概要

- 軽井沢スキーバス事故の教訓を未来永劫忘れることなく、「祈りの碑」をシンボルに安全安心なバス運行を被害者・被害者遺族及びその関係者とともに誓い合うことを目的として開催。
- 令和4年1月15日に第1回目の「安全安心なバス運行を誓う集い」を開催。木村 国土交通大臣政務官による慰霊碑への献花等を実施。
- 令和7年1月15日に第5回目を開催。古川 国土交通副大臣による慰霊碑への献花等を実施。

第5回（令和7年1月15日） 活動内容

〔活動内容〕

- 祈りの碑前での献花・黙祷
- 安全安心なバス運行の実現に向けた、遺族会・行政・業界 3 者間での意見交換

〔出席者〕

- 遺族会：1.15サクラソウの会
- 行政：国土交通省（古川副大臣 他）
軽井沢町、軽井沢警察署
- 業界：日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会



献花の様子（古川副大臣）



意見交換の様子

主な課題

①貸切バス事故の発生

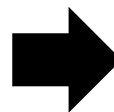
- 軽井沢バス事故後も、貸切バスの重大事故が発生(大型貸切バス横転事故(静岡県))
- また、コロナ後のインバウンド需要回復に伴い、貸切バスの需要が戻っていくとともに、事故件数も戻っていく傾向

②運行管理者や運転者の質や量の向上の必要性

- 少子高齢化による働き手の不足等を踏まえ、運転者数が不足するとともに、未熟な運転者が増加している可能性がある。
- また、人材確保のためにも、運行管理者の負担軽減を行っていく必要がある。

③軽井沢バス事故からの時間の経過について

- 同事故発生から時間が経過したこともあり、本事故を承知していない可能性がある者（例えば、貸切バス事業への新規参入者等）に対して、事故の経緯や安全対策の必要性等の説明を行っていく必要がある



主な対策

①貸切バスの安全性向上

- 安全規制や監査の強化、補助の拡充等様々な政策を実施し、安全性を向上。

(政策の例)

- 貸切バスへの安全規制強化(デジタコ義務化等)
- 貸切バス事業者に対する集中的な監査の実施
- 健康起因事故への対応を強化（各種マニュアルの作成、スクリーニング検査受診支援 等）
- 事故調査報告書における啓発活動の強化
- ハード面の対策を強化(EDR搭載義務化) 等

②運行管理者や運転者の質や量を向上

- DXの活用や運賃の見直し等様々な政策を実施し、運転者等の質や量を向上。

(政策の例)

- ICTの活用による運行管理業務の高度化
- 実技指導動画の作成や外部研修受講の支援
- 運転者の賃上げ原資確保のための貸切バス運賃見直し・周知

③普及啓発について

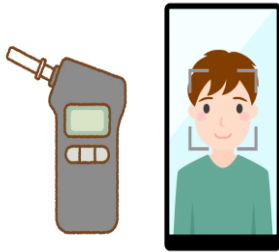
- 新型コロナウイルス感染状況の改善に伴う貸切バスの需要回復を見据え、改めて安全確保対策をパンフレット等で周知

①貸切バスへの安全規制強化(デジタコ義務化等)

- 重大事故を起こした事業者の大半は、運転者への指導監督が不適切、点呼が未実施であるなど運行管理が不十分。
- バス事業者において、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理の実施を図るため、令和5年10月10日に省令を改正し、「デジタル式運行記録計の使用の義務化」、「アルコール検知器使用時の画像記録保存の義務化」、「点呼記録の動画保存の義務化」等を令和6年4月より順次実施。

貸切バスの安全規制強化内容(令和5年10月10日省令改正、令和6年4月1日施行※)

※一部の適用は令和7年4月1日

	運行記録計	アルコール検知器	点呼記録
制度改正前	アナログ式やデジタル式	呼気中のアルコールの有無を確認	紙や電磁的方法で1年間保存
制度改正後	デジタル式のみ 	呼気中のアルコールの有無を確認 + 検知器使用時の画像記録 	電磁的方法で3年間保存 + 動画(音声含む)で点呼の様子を撮影の上、90日間保存 

②貸切バス事業者に対する集中的な監査の実施について

事務連絡

- ・貸切バス事業者が、本格的に事業を再開するにあたり、安全を軽視することなく事業を実施するよう対策を講じる必要がある。
- ・運賃の届出違反件数は、依然として減少していない状況がうかがえ、安全コストを適切に確保できていない可能性があり、改めて、安全に万全を期すための取組が求められている。
- ・このような状況を勘案し、貸切バス事業者に対し集中的な監査を実施する。

対象事業者等

対象事業者：①優先的に監査を実施すべき事業者（関係機関から通知等があった事業者及び運賃・料金違反の通報や苦情が寄せられている事業者）
②継続的に監視が必要な事業者（今年の継続監視対象事業者であって、対象とした理由から集中監査月間に監査を実施することが適当と判断した事業者）

監査時期：令和6年10月1日～同年12月中旬

監査重点項目：①運賃・料金の収受状況 ⑤過労防止の実施状況
②運送引受書の交付等状況 ⑥点呼の実施状況（録音録画、写真記録）
③健康診断の受診状況 ⑦乗務等の記録状況
④指導監督の実施状況（特別、適性診断） ⑧運行記録計の記録状況

令和6年度実施状況

実施件数：240回

主な違反：運送引受書の交付義務違反36件、点呼の実施義務違反26件、点呼状況の録音及び録画記録義務違反25件）

③健康起因事故への対応を強化(マニュアルの作成、スクリーニング検査受診支援 等)

健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- 『**健康管理マニュアル**』（平成22年7月策定 平成26年4月改訂）
 - ⇒ 健康状態の把握、就業上の措置の決定等について具体的方策を整理
 - ⇒ SAS、脳血管疾患及び心臓疾患に関するスクリーニング検査を推奨
- 『**睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策マニュアル**』（平成15年6月策定 平成19年6月及び平成27年8月改訂）
 - ⇒ **令和7年7月に概要版の作成、時点の更新、事故事例の追加等の改良を行う。**
- 『**脳血管疾患対策ガイドライン**』（平成30年2月策定）
- 『**心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン**』（令和元年7月策定）
- 『**自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル**』（令和4年3月策定）
- 『**自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル**』（令和4年3月策定）
- 『**自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル**』（令和6年3月策定）

➡ 今後は、各種マニュアルの**概要版や解説動画**を作成し、より多くの事業者に読んでもらうきっかけを作る。

スクリーニングモデル事業の実施

- 『**自動車運送事業者への脳健診普及に向けたモデル事業**』の実施（平成30年度～令和4年度）
- 『**眼科検診普及に向けたモデル事業**』の実施（令和3年度～）

③健康起因事故への対応を強化(マニュアルの作成、スクリーニング検査受診支援 等)

- 事業用自動車の運転者の「健康管理マニュアル」(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)において、脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査について受診を推奨。
- 国土交通省(令和7年度より)、業界団体において、脳血管疾患や心臓疾患、睡眠時無呼吸症候群(SAS)などの主要疾病のスクリーニング検査の受診に対する補助を実施【補助率1/2】。

人間ドック

- ◆ 生活習慣病の予防や疾病の早期把握などを目的とした総合的な健康診断

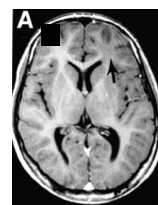


脳健診

- ◆ MRIやMRA、CTなどの画像検査により、無症候又は未発達の脳血管疾患を発見
- ◆ MRIとMRAの2項目だけを行う簡易検査もある



MRI検査



脳MRI画像



脳MRA画像

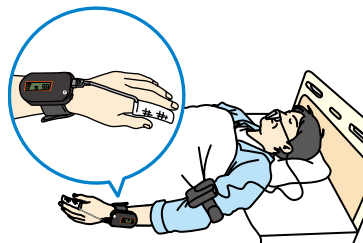
心臓疾患に関する検査

- ◆ ホルター心電図検査等を含む必要な心電図検査の受診を推奨



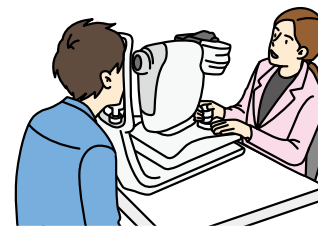
SASに関する検査

- ◆ 睡眠時の血中酸素量や呼吸数をモニタリングし、SASの早期発見に寄与する



視野障害に関する検査

- ◆ 眼科検診により、視野障害の原因疾患となる緑内障等の早期発見に寄与する



④ 事故調査報告書における啓発活動の強化

調査報告書を事業者や運転者が活用いただけるよう、概要資料、動画、マンガ形式冊子を作成

大型貸切バスの横転事故

フェード現象でブレーキが効かず 法面に衝突・横転

静岡県駿東郡小山町
令和4年10月13日
11時50分頃

事故概要

大型貸切バスが「ふじあさみライン」つづら折りの急勾配の道路を走行中、フェード現象が発生し、制動力を失いカーブを曲がりきれず横転。

事故の状況

乗客34名を乗せた大型貸切バスが、富士山須走口五合目から小山町須走地区へ至る「ふじあさみライン」の、つづら折りの下り急勾配の道路を走行中に事故が発生。
エンジンブレーキの効きにくい高い変速段でフットブレーキを多用したことにより、フェード現象が発生して制動力を失ったことが原因となり、約93km/hまで加速し事故地点のカーブを曲がり切れず、道路左側の法面に衝突・横転した。この事故により、乗客1名が死亡、9名が重傷、18名が軽傷を負った。



事故車両

状況図



状況図

原因

運転者が、フットブレーキで急カーブと急勾配の連続した下り急勾配の道路を走行中、フェード現象が発生し、制動力を失いカーブを曲がりきれず横転した。運転者が「自分には無関係」という認識からフットブレーキを使い過ぎ、自分がそうなるとは全く思っていない。

運行管理者の潜在的な指導不足

を多用するなど、運転者に係る自己流の危険な運転をしていないこと、初めての運行経路に不安を感じた運転者に危険性を理解させる適切な指示をしていなかったこと、フェード現象など、経験しないと理解できない運転上の危険な現象に対する指導が行われていなかったことも一因である。

同様の事故が過去にも発生

県足柄下郡の箱根新道において、トラクタ・コンテナセederの先頭部分の急カーブを曲がり切れずガードレールを乗り越えた。フットブレーキの多用でフェード現象が発生した。運転者一人一人の「自分には無関係」という認識を改め、運転方法についての指導教育の徹底が求められる。

発防止策

を防止するための、継続的な指導監督を実施すること。運転者を真のプロドライバーに育てる職場環境を作ること。国土交通省作成の「貸切バスの実技（動画）（https://www.mlit.go.jp/transportation/safety/attach?v=4uVEFeARsBA）」を参考にすること。

に実施し、運転者が安全に運行するための必要となること。バスでは、運転者の過去の運転経験を踏まえ、運行前指示を実施すること。

2122201

事業用自動車事故調査報告書

〔重要調査対象事故〕
大型トラックの追突事故（山梨県甲州市）

令和5年9月22日

交通安全事故総合分析センター
事業用自動車事故調査委員会



国土交通省HP

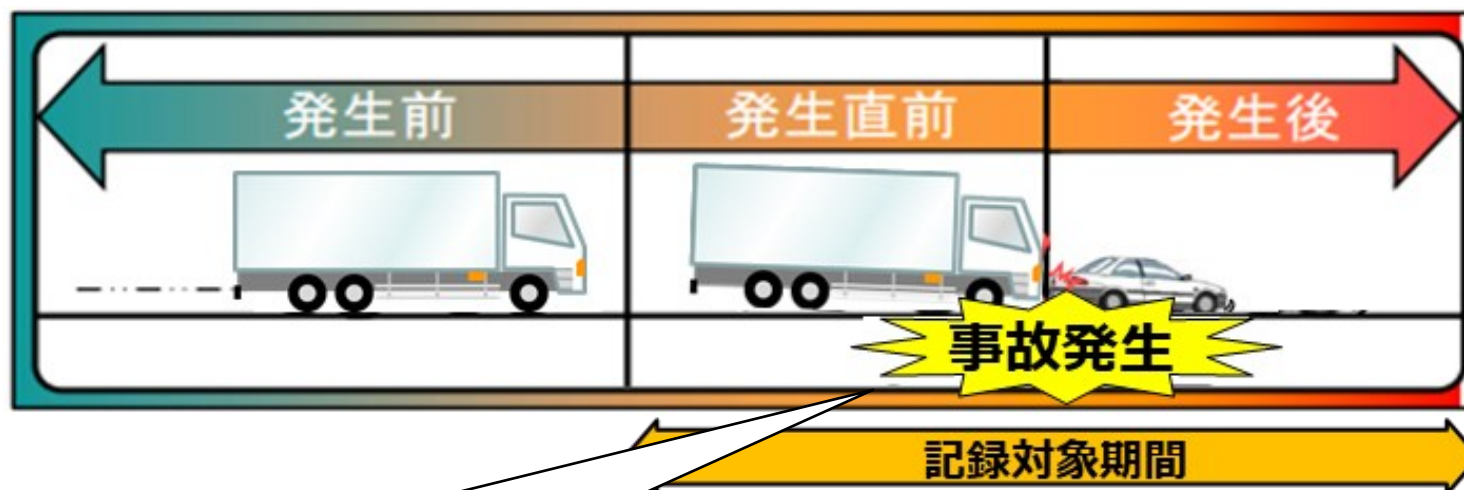
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

（公財）交通事故総合分析センターHP

https://www.itarda.or.jp/commercial_vehicle_accident

⑤EDR搭載義務化及びデータ等の利活用に向けた取組状況

- EDR（イベント・データ・レコーダー）とは、事故時に車両の制御等に関する情報（加速度、安全装置の作動状態等）を記録する事故情報計測・記録装置。
- 大型車に搭載するEDRについては、令和5年11月に新国連基準として合意、令和6年6月に発効。日本国内においても同発効にあわせ国内基準として導入し、段階的に搭載を義務化。
- EDRデータ等の利活用の事例として「ペダル踏み間違い事故」を対象に、令和6年度は10件の事故データについて、分析及び事故状況の再現を実施した。
- 更なる利活用の普及を推進するべく、EDRデータ等の取得体制の構築を行っていく。



【記録の作動トリガー】

以下のトリガー作動前後の情報を記録

- ・ 急減速
- ・ 車両停止
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置作動



【記録情報】

事故時の車両の制御等に関する情報

- ・ 速度、加速度
- ・ アクセル、ブレーキ、ステアリング操作
- ・ 安全装置の作動状態 等

対象車種

バス、トラック（車両総重量3.5t超）

適用時期

新型車：令和8年12月～

継続生産車：令和11年12月～

①ICTの活用による運行管理業務の高度化

- 事業用自動車の**安全輸送の根幹を担う運行管理**について、原則として各営業所に選任された運行管理者がそれぞれの営業所の運転者に対する運行管理等を行っているが、**運行管理者不足や長時間労働等の課題**が顕在化しており、その対応が急務。
- このため、ICTを活用した高度な機器を用いて遠隔の営業所間で点呼を行うことや、運行管理を集約して運行中の他営業所の運転者に対する運行指示を行うこと等、**安全性を確保しつつ運行管理者不足等への対応にも資する制度の創設**に係る検討を実施。

点呼（対面点呼の原則）

運行管理者は、運転者の乗務前後において、酒気・疾病・疲労の確認、運行の安全確保のために必要な指示等を行うための点呼を、原則対面で実施しなければならない。

運行管理者



運転者

対面点呼の様子

ICTの活用による高度化

遠隔点呼

カメラ、モニター等の映像・音声
を中継する機器を介して、**遠隔**
で点呼を実施

<主な効果>

- 高度な点呼機器の使用による**確実性の向上**
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**

運行管理者



運転者

遠隔点呼のイメージ

自動点呼

点呼支援機器に点呼時の確認、
指示項目の一部又は全部を代替
させて点呼を実施

<主な効果>

- 人的ミスの減少による点呼の**確実性の向上**
- 運転者・運行管理者の**長時間労働の是正**

点呼支援機器

運転

自動



点呼



運行管理者

自動点呼のイメージ

運行管理の一元化



高度な機器を使用し、同一事業者内において運行管理業務を一つの営業所に集約して実施
<主な効果> 運行管理集約による、**運行管理者不足の解消**

②外部研修受講の支援

- 貸切バス事業において死亡事故ゼロを実現し継続するためには、運転者の基本的な運転技能の確実な習得が一つの重要な要素。
- 一方、自社内では運転者教育をするために必要な人材やノウハウ、資源を十分に確保できない事業者もいることが課題。
- そこで、2024年10月から2025年2月までの間、以下の3者の協力により、貸切バスの運転者を対象とした“外部研修を活用した運転者教育の効果実証”を実施。
- 受講者アンケートにおいて、**97.4%の受講者が運転技能の向上を実感**
- R7年度の外部研修機関の活用促進策として、**受講費用の補助を実施**【補助率 1 / 2】

研修実施機関

自動車安全運転センター安全運転中央研修所



- ・1泊2日コース 40名程度
- ・1回15名～20名
- ・スキッドコース、周回路等を使用して、公道では体験できない自動車の特性や安全の限界を学ぶことが可能
- ・観光バスタイプ(12m車)の研修車を使用

バス事業者

ジェイアールバス関東（株）安全研修センター



- ・1泊2日コース 80名程度
- ・1回2名の少人数
- ・訓練専用車に搭載された独自の高速バス対応運転データ分析システムを使用して、走行データを集録し、座学研修等にも活用することが可能
- ・観光バスタイプ(12m車)の研修車を使用

指定自動車教習所

京成ドライビングスクール



- ・1泊2日コース、日帰りコース 各30名程度、
- ・1回2名の少人数
- ・運転者にセンサーを装着し、視点や運転動作を計測・グラフ化することにより、運転者に対し自身の運転特性を客観視させ、気づきを促す研修が可能
- ・大型二種教習車(11m車)を使用

- 貸切バスの安全性向上のための取組の一環として、貸切バス運転者に対する実技指導の具体的事例の動画を作成し、国土交通省HP、国土交通省YouTubeチャンネルにて公開。
- 本動画では、長い下り坂のある道路、高速道路、隘路、市街地など、それぞれの場所の特性に応じた運転の指導方法を解説。



④ 運転者の賃上げ原資確保のための貸切バス運賃見直し・周知

- 貸切バス運転者の賃金水準は全産業平均と比較して低い状況にある。運転者の担い手不足を解消するためには運転者の賃金水準を全産業平均まで引き上げることが不可欠であり、そのための原資を確保する観点から令和7年9月26日に公示運賃の引き上げを実施（令和7年11月1日より適用開始）。

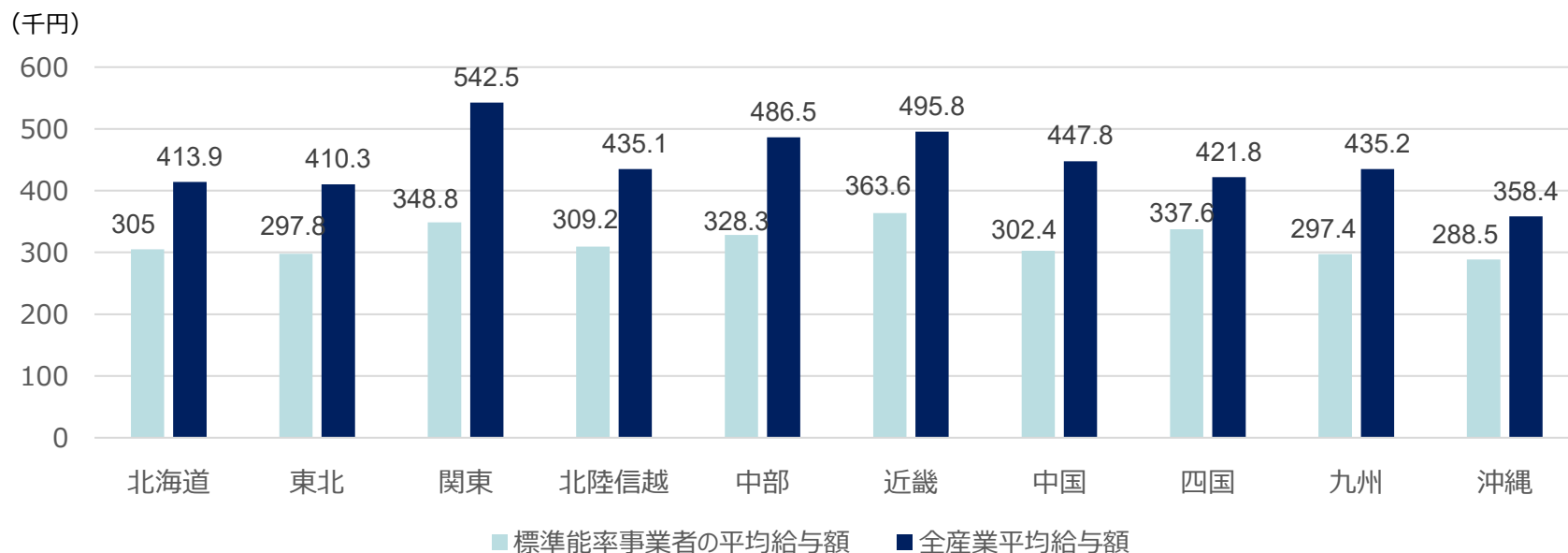
現 行

全産業平均給与額※よりも貸切バス運転者平均給与額が低い場合は、両者の和半値を採用

※日本標準産業分類に基づく16大産業
（建設業、製造業、運輸業、小売業、不動産業等）の平均年収額

見直し後

全産業平均給与額よりも貸切バス運転者平均給与額が低いため、全産業平均給与額を採用



④運転者の賃上げ原資確保のための貸切バス運賃見直し・周知

距離：1kmあたり単価
時間：1時間あたり単価

	北海道				東北				関東				北陸信越				中部			
	現行		変更後		現行		変更後		現行		変更後		現行		変更後		現行		変更後	
	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間
大型	140	5,570	150	6,080	170	6,530	180	7,130	160	6,580	170	7,190	150	6,440	160	7,030	140	6,820	150	7,430
中型	120	4,700	130	5,130	150	5,520	160	6,020	140	5,560	150	6,070	130	5,430	140	5,930	120	5,760	130	6,270
小型	100	4,110	110	4,500	130	4,830	140	5,270	120	4,870	130	5,320	110	4,760	120	5,190	100	5,040	110	5,490
コミューター	90	3,660	100	4,010	110	4,300	120	4,700	110	4,330	120	4,740	100	4,240	110	4,630	90	4,490	100	4,900

	近畿				中国				四国				九州				沖縄			
	現行		変更後		現行		変更後		現行		変更後		現行		変更後		現行		変更後	
	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間	距離	時間
大型	160	7,390	170	8,040	190	6,320	200	6,890	140	6,380	150	6,940	140	6,330	150	6,920	200	5,230	210	5,710
中型	130	6,240	140	6,790	160	5,330	170	5,820	120	5,380	130	5,860	120	5,350	130	5,840	170	4,420	180	4,820
小型	110	5,460	120	5,950	140	4,670	150	5,090	100	4,720	110	5,130	110	4,690	120	5,110	150	3,870	160	4,220
コミューター	100	4,860	110	5,300	120	4,160	130	4,540	90	4,200	100	4,570	90	4,170	100	4,560	130	3,440	140	3,760

参考：大型車の基準額で実際の運行に当てはめた場合の値上率（試算）
例 走行距離：190km 時間：5時間（点検点呼時間含む）

北海道	東北	関東	北陸信越	中部
8%	8%	8%	8%	8%
近畿	中国	四国	九州	沖縄
8%	7%	8%	8%	7%

④ 運転者の賃上げ原資確保のための貸切バス運賃見直し・周知

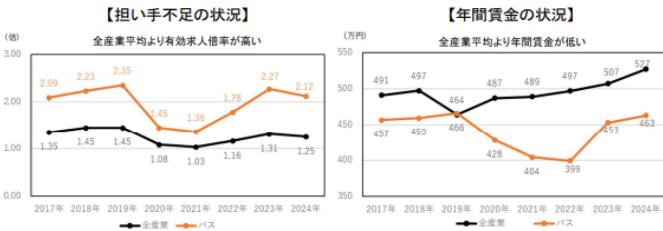
○ 運賃・料金見直しの背景等を利用者に周知するため、広く報道発表するとともに、学校等の利用者に対して関係省庁を通じて周知。



貸切バスの新たな運賃・料金を公示します。 ～バス運転者の賃金上げ原資を確保～

貸切バス運転者の確保は喫緊の課題ですが、運転者の平均給与額は全産業平均給与額を下回る状況が続いています。運転者の担い手不足の解消には、賃金水準を全産業平均給与額まで引き上げることが不可欠であり、その原資を確保するため、令和7年9月26日付けで新たな運賃・料金額を公示します。

1. 運賃・料金見直しの背景



2. スケジュール

9月26日 地方運輸局長*が基準額を公示
11月1日まで 貸切バス事業者が新運賃・料金の適用を順次開始
※貸切バス事業者は、9月26日から10月24日までの間に運賃・料金の変更を届出。
届出日以降、11月1日までの間であれば任意の日から適用することが可能。
(参考)
基準額の公示：地方運輸局長*は当該地域内の経済状況・事業者経営状況を勘案した運賃・料金の額について、基準額として設定して公示することとしています。
*1 沖縄総合事務局長を含む。

3. 経過措置

新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができます。
※この場合、貸切バス事業者は運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載。

【連絡先】
物流・自動車局旅客課 池澤、須藤、三島
代表：03-5253-8111 (内線41252)
直通：03-5253-8568

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校学校主管課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各公立高等学校専門学校の担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

貸切バスの運賃・料金の見直しに係る周知について（依頼）

このたび、国土交通省より別紙1のとおり、標記の件について周知依頼がありましたのでお知らせします。本年11月1日までに順次新たな運賃・料金制度が適用されることになりますので、貸切バスの手配にあたってはご注意ください。

なお、新たな運賃・料金の適用前までに運送の引受を合意している場合については、契約の締結が適用日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することが可能であるほか、別紙2のとおり、学校行事として行われる修学旅行等の宿泊を伴う旅行（以下「修学旅行等」という。）については令和9年3月31日までに実施される修学旅行等にかかるバスの手配について、新運賃・料金の実施日前日までに学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされている場合であって、かつ、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約が締結される際に、貸切バス事業者が了承した場合には、引き続き従前の運賃・料金を適用できるようにする特例措置が設けられています。

また、従前の運賃・料金に基づき締結されている年間契約につきましては、今後貸切バス事業者より新たな運賃・料金の適用について要請があった場合には、協議に際していただきますようお願いいたします。

このたび「輸送の安全を確保するための貸切バス運賃・利用ガイドライン」（別紙3）についても、再度の周知依頼がまいりましたので、併せてお知らせします。

- 新型コロナウイルス感染状況の改善に伴う貸切バスを用いた旅行需要の回復に備え、貸切バス事業者のみならず、国、バス業界及び旅行業界全体として、改めて安全・安心の確保に向けた意識の向上と、更なる取組みの実施が必要となっている。
- このため、バス事業者・バス協会、旅行事業者・旅行業協会へのヒアリング等を通じ、官民が連携して取り組む4つの安全確保対策を取りまとめたところ、順次実施することにより、安全・安心な貸切バスの運行を実現する。

安全・安心な貸切バスの運行に向けて官民が連携して取り組む安全確保対策（令和3年10月）

1. 適切な安全投資を確保するための取組み

国による監査等を通じて、バス事業者の適切な安全投資を確保する（運賃下限割れを防ぐ）

- 下限割れなどについて国の監査による徹底取締り
- 本年秋～冬にかけて国の集中監査を実施
- 適正化機関の巡回指導による的確な改善指導等の実施
- 下限割れ運賃通報窓口の再周知
- 貸切バスツアー適正取引推進委員会通報窓口のホームページリニューアルと再周知
- 旅行者に対する監査の実施

2. バス事業者への安全対策徹底の指導

国及び適正化機関がバス事業者に安全対策の徹底を図る

- 全国での貸切バス事業者に対する安全講習会
- 全国での貸切バスに対する街頭指導
- 適正化機関の巡回指導による的確な改善指導
- 全国の貸切バス事業者の安全統括管理者に対する要請

3. 輸送の安全をチェックする取組み

事業者自らが輸送の安全を確認する

- 「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・遵守状況について、バス事業者・旅行者による自己点検の実施と再周知
- 旅行業協会・バス協会間で定期的な意見交換会の開催
- 「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知・遵守状況について、国が休止事業者・休車の再開時を捉えてバス協未加入事業者に自己点検を呼びかけ
- 運輸安全マネジメント評価において、バス事業者に対して法令遵守の注意喚起、安全投資の必要性に係る理解度を確認

4. 関係者への再徹底

バス事業者、旅行者、バス利用者等の関係者に必要な情報を再周知する

- 旅行者への運賃・料金制度の周知
- 更新許可、休止事業者の再開、休車再開時のパンフレット等を活用した周知・啓発
- 貸切バス事業者安全性評価認定制度のバス事業者はもとよりバス利用者への周知と事業者の申請促進
- 教育委員会等の発注者への運賃・料金制度の周知

【参考：令和3年10月 国土交通省プレスリリース】

安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みを推進します ～貸切バスを用いた旅行需要の回復に備え、官民が連携して対策を実施～

URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000472.html